

佐賀県選挙管理委員会告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨、有田町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十二年二月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

施設の名称	施設の所在地
大有田焼会館	西松浦郡有田町本町丙九五四番地九